

残土汚染に規制を

伊賀のNPOが市に条例制定要望

【伊賀】伊賀市島ヶ原の山林で、搬入された建設残土による環境汚染の恐れがあるとして、NPO法人廃棄物ネットワーク三重（吉田ミサヲ代表理事）は十九日、同市の岡本栄市長に対し、残土条例の制定を求める要望書を提出した。

有害物質の投棄懸念 各地で広がる



残土条例の制定を要望する（左から）吉田ミサヲさん、村田正人弁護士ら。伊賀市役所で。

建設残土に対する法規制がないのが実情といい、顧問弁護士の村田正人氏は「伊賀は県境に近く、関西から狙われている。放射性物質の汚染土壌が持ち込まれる恐れもあり、県内に先駆けて条例化してほしい」と強調。「土砂など埋め立てによる環境汚染防止条例（残土条例）市民案」を示して要望した。

要望書によると、有害物質を含んだ廃棄物混じりの土砂が建設残土と称して不法投棄され、各地で環境汚染が懸念される事態が起きている。平成七―八年ごろ、千葉県で建設残土の埋め立てによって、土壌汚染や土砂の崩落が発生。残土処分場から六価クロムが検出したが、対応する法令が

なかったことから、千葉県が独自の残土条例を制定して規制に乗り出している。条例化の動きは広がっているという。

放射性物質で汚染された廃棄物の管理型処分場への搬入レベルが、福島原発事故前の百センチから八千センチに引き上げられたことも、土壌汚染の懸念を高めているという。残土条例市民案は、木更

津市の条例をベースに作ったといい、五百平方メートル以上の埋め立て事業を規制対象とし、三千平方メートル以上の埋め立て事業には事前協議が必要とした。周辺世帯の八割の同意を義務付けている。

吉田代表理事は「残土というが、何が混入しているか分からない。島ヶ原の現地を見てきたが、異臭がした。待ったなしの状況にあり、早く残土条例を制定してほしい」などと訴えた。

応じた人権生活環境部の山下豊部長は「県などと慎重に協議し、研究したい」と述べた。これに先立ち、吉田さんや住民ら約二十人が島ヶ原川南区の現地を視察した。（山下三男）